

許可番号 06420002468

産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市南区豊田二丁目18番3号

氏名 株式会社西山商店

〔法人にあっては名称〕 代表取締役 西山 幸光 様
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する
~~第14条の2第1項~~

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 令和 3年 1月 15日

許可の有効年月日 令和 7年 10月 26日

1. 事業の範囲

- (1) 中間処理（破碎）
 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- (2) 中間処理（蛍光管類の破碎）
 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
- (3) 中間処理（減容固化）
 廃プラスチック類（発泡プラスチックに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）
 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- (4) 中間処理（選別圧縮）
 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
- (5) 中間処理（圧縮梱包）
 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず
 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

（裏面に続く）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破砕施設

設置場所 名古屋市緑区大高町字己新田29-3

設置年月日 平成29年 4月 1日

処理能力 廃プラスチック類

1. 461 t/日(8時間)

金属くず

1. 674 t/日(8時間)

ガラスくず及び陶磁器くず

1. 694 t/日(8時間)

(2) 蛍光管類の破砕施設

設置場所 名古屋市緑区大高町字己新田29-3

設置年月日 平成13年 4月 25日

処理能力 3.1 t/日(8時間)

(3)-1 減容固化施設

設置場所 名古屋市南区戸部下一丁目407番

設置年月日 平成17年10月15日

処理能力 0.4 t/日(8時間)

(3)-2 減容固化施設

設置場所 名古屋市南区戸部下一丁目407番

設置年月日 平成23年 9月 22日

処理能力 0.8 t/日(8時間)

(4) 選別圧縮施設

設置場所 名古屋市南区戸部下一丁目407番

設置年月日 平成27年 8月 3日

処理能力 8 t/日(8時間)

(5)-1 圧縮梱包施設

設置場所 名古屋市南区戸部下一丁目407番

設置年月日 令和 5年 3月 23日

処理能力 廃プラスチック類

4.38 t/日(8時間)

金属くず

6.55 t/日(8時間)

(5)-2 圧縮梱包施設

設置場所 名古屋市南区戸部下一丁目407番

設置年月日 令和 5年 3月 23日

処理能力 廃プラスチック類

4.38 t/日(8時間)

金属くず

6.55 t/日(8時間)

(5)-3 圧縮梱包施設

設置場所 名古屋市南区戸部下一丁目407番

設置年月日 平成30年 1月 1日

処理能力 廃プラスチック類

4.38 t/日(8時間)

金属くず

6.55 t/日(8時間)

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年10月27日 新規許可

平成 7年10月27日 更新許可

平成12年 9月 29日 更新許可

平成17年11月30日 更新許可

平成22年10月15日 更新許可

平成27年11月30日 更新許可

令和 3年 1月 15日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以下余白